

2026年9月2日

各位

会社名 シンバイオ製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 吉田 文紀
(コード番号: 4582)

問合せ先 CFO 代行 藤原 啓一
(TEL. 03-5472-1125)

第58回、第66回及び第67回新株予約権の取得及び消却の完了並びに第三者割当による第70回及び第71回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行価額の払込完了に関するお知らせ

当社は、2026年8月17日付の取締役会において決議しました、(1) 2022年6月1日に第三者割当により発行した第58回新株予約権(以下「第58回新株予約権」といいます。)のうち2026年8月17日時点で残存する全部の取得及び消却並びに2025年8月12日に第三者割当により発行した第66回及び第67回新株予約権(以下それぞれを「第66回新株予約権」及び「第67回新株予約権」といいます。)のうち2026年8月31日時点で残存する全部の取得及び消却がそれぞれ完了し、また、(2) EVO FUND(以下「EVO FUND」又は「割当先」といいます。)を割当先とする第70回及び第71回新株予約権(以下それぞれを「第70回新株予約権」及び「第71回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行に関して、この度、2026年9月2日に発行価額の総額(2,880,000円)の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、第58回、第66回及び第67回新株予約権の取得及び消却並びに本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2026年8月17日公表の「無担保社債ファシリティ契約証書の締結及び第2回無担保普通社債(私募債)の発行並びに第三者割当による第70回及び第71回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権の買取契約(コミット・イシュー)の締結並びに第58回、第66回及び第67回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照下さい。

<第58回、第66回及び第67回新株予約権の取得及び消却の概要>

(1) 取得及び消却した新株予約権の名称	シンバイオ製薬株式会社第58回新株予約権 シンバイオ製薬株式会社第66回新株予約権 シンバイオ製薬株式会社第67回新株予約権
(2) 発行新株予約権総数	第58回新株予約権: 20,000個(2,000,000株) 第66回新株予約権: 200,000個(20,000,000株) 第67回新株予約権: 100,000個(10,000,000株)
(3) 行使済新株予約権数	第58回新株予約権: 0個(0株) 第66回新株予約権: 79,490個(7,949,000株) 第67回新株予約権: 0個(0株)
(4) 取得及び消却した新株予約権の数	第58回新株予約権: 20,000個(2,000,000株) 第66回新株予約権: 120,510個(12,051,000株) 第67回新株予約権: 100,000個(10,000,000株)
(5) 取得価額	取得価額総額: 14,903,570円 第58回新株予約権: 総額13,760,000円(1個当たり688円) 第66回新株予約権: 総額843,570円(1個当たり7円) 第67回新株予約権: 総額300,000円(1個当たり3円)
(6) 取得日及び消却日	<第58回新株予約権> 取得日: 2026年8月18日 消却日: 2026年9月1日 <第66回新株予約権及び第67回新株予約権>

	取得日：2026 年 8 月 31 日 消却日：2026 年 9 月 1 日
(7) 消却後に残存する 新株予約権の数	0 個

<本新株予約権の概要>

(1) 割 当 日	2026 年 9 月 2 日
(2) 発行新株予約権数	960,000 個 第 70 回新株予約権：480,000 個 第 71 回新株予約権：480,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 2,880,000 円 第 70 回新株予約権 1 個当たり 4 円 第 71 回新株予約権 1 個当たり 2 円
(4) 当該発行による 潜在株式数	96,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第 70 回新株予約権：48,000,000 株 第 71 回新株予約権：48,000,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額はいずれも 36 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 96,000,000 株であります。
(5) 調達資金の額	6,768,880,000 円（注）
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額は、71円 (1) 本新株予約権の行使価額は、割当日の 2 取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）後（当日を含みます。）に初回の修正がされ、以後 1 取引日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日（以下「価格算定日」といいます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100% に相当する金額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。なお、当該価格算定日において終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、価格算定日に本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。 (2) 本項第 (1) 号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）及び②当該株主確定期間の末日の 1 取引日後においては、行使価額の修正を行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の 2 取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、1 取引日が経過する毎に、本項第 (1) 号に準じて行使価額は修正されます。 (3) 本項第 (1) 号及び第 (2) 号にかかわらず、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第 436 条第 1 項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、本項第 (1) 号及び第 (2) 号の計算によると当該行使に係る行使価額が 2026 年 8 月 17 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。）（以下「発行決議日終値」といいます。）を下回るこ

	ととなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。
(8) 権利行使期間	2026年9月3日から2029年9月3日まで
(9) その他	(1) 当社は、2026年8月17日付で、割当先との間で、第70回新株予約権における行使コミット条項、当社による行使開始指示の翌取引日以降の当社が指定した日まで割当先が第71回新株予約権を行使できないこと及び割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会の決議による承認を要すること等を規定する本新株予約権の買取契約を締結いたしました。また、当社は、2026年9月2日付で、割当先との間で、総数引受契約を締結いたしました。 (2) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から1か月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）の2週間以上前に本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までには本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。）、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。 (3) 当社は、2029年9月3日に、第70回新株予約権1個当たり4円及び第71回新株予約権1個当たり2円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得します。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（当初行使価額にて算定）を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達資金は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。

以 上